

食品表示に関するお問い合わせ先

【食品表示法全般】 消費者庁 食品表示企画課	☎03-3507-8800 (代表)
【食品表示法：品質事項】 県農林水産局農業技術課または最寄りの市町村	(連絡先は下表参照)
【食品表示法：衛生事項】 最寄りの県保健所または市保健所	(連絡先は下表参照)
【食品表示法：保健事項】 県健康福祉局健康対策課 (広島市、呉市、福山市を除く) 最寄りの県保健所または市保健所	☎082-513-3076 (連絡先は下表参照)
【健康増進法】 最寄りの県保健所または市保健所	(連絡先は下表参照)
【米トク〆リイ法】 農林水産省中国四国農政局広島支局	☎082-228-9552
農林水産省中国四国農政局広島支局福山駐在所	☎084-955-8633
県農林水産局農業技術課	☎082-513-3586
【牛トク〆リイ法】 農林水産省中国四国農政局広島支局	☎082-228-9628
農林水産省中国四国農政局広島支局福山駐在所	☎084-955-8632
【景品表示法】 県環境県民局消費生活課	☎082-513-2732
【薬機法】 県健康福祉局薬務課	☎082-513-3222
【計量法】 県商工労働局イノベーション推進チーム	☎082-513-3336

所管区域	食品表示法(品質事項)	食品表示法(衛生事項)	食品表示法(保健事項), 健康増進法
広島市	食品指導課 ☎082-241-7404		
呉市	生活衛生課 ☎0823-25-3536		健康増進課 ☎0823-25-3540
福山市	農林水産課 ☎084-928-1031	生活衛生課 ☎084-928-1165	健康推進課 ☎084-928-3421
大竹市	産業振興課 ☎0827-59-2130	県西部保健所 生活衛生課	県西部保健所 保健課
廿日市市	農林水産課 ☎0829-30-9143	☎0829-32-1181 (代表)	
安芸太田町	産業振興課 ☎0826-28-1973	県西部保健所広島支所 衛生環境課	県西部保健所広島支所 保健課
安芸高田市	地域営農課 ☎0826-47-4021		
北広島町	農林課 ☎050-5812-1857	☎082-228-2111 (代表)	
安芸郡	県農業技術課 ☎082-513-3586		
江田島市	産業企画課 ☎0823-40-2775	県西部保健所呉支所 衛生環境課	県西部保健所呉支所 厚生保健課
		☎0823-22-5400 (代表)	
東広島市	農林水産課 ☎082-420-0939	県西部東保健所 生活衛生課	県西部東保健所 保健課
竹原市	県農業技術課 ☎082-513-3586	☎082-422-6911 (代表)	
大崎上島町	地域経営課 ☎0846-65-3123		
三原市	農林水産課 ☎0848-67-6077	県東部保健所 生活衛生課	県東部保健所 保健課
尾道市	農林水産課 ☎0848-38-9212	☎0848-25-2011 (代表)	
世羅町	産業振興課 ☎0847-22-5304		
府中市	産業振興課 ☎0847-43-7131	県東部保健所福山支所 衛生環境課	県東部保健所福山支所 保健課
神石高原町	産業課 ☎0847-89-3337	☎084-921-1311 (代表)	
三次市	農政課 ☎0824-62-6164	県北部保健所 生活衛生課	県北部保健所 保健課
庄原市	県農業技術課 ☎082-513-3586	☎0824-63-5181 (代表)	

※ 食品の製造に関する許認可や届出については、製造する場所を管轄する保健所の食品衛生担当課へお問い合わせください(上記衛生事項の担当課を参照)。

食品表示に関する主な法律

法律等の名称	表示の主旨	表示事項
食品表示法	【衛生事項】 飲食による衛生上の 危害発生の防止 ※旧食品衛生法に由来	名称, アレルゲン, 食品添加物, 保存方法, 消費期限または賞味期限, 製造者氏名, 製造所所在地, 遺伝子組換え など
	【品質事項】 消費者の商品選択に 資するための情報提供 ※旧JAS法に由来	名称, 原材料名, 原料原産地名, 内容量, 食品関連事業者, 遺伝子組換え など
	【保健事項】 栄養の改善及び健康の 増進 ※旧健康増進法に由来	栄養成分の量及び熱量, 栄養機能食品, 機能性表示食品に関する事項 など
健康増進法	健康の保持増進効果に 係る誇大表示の禁止	—
不当景品類及び 不当表示防止法 (景品表示法)	虚偽, 誇大な表示の禁止	—
米トレー サビリティー法	米穀や米穀加工品の産 地情報の伝達	米穀の産地情報

食品の適正表示推進者育成講習会を開催しています

広島県では、事業者において適正表示を推進する「適正表示推進者」を育成するための講習会を開催しています。来年度の開催については、詳細が決まり次第、県ホームページに掲載する予定です。広島県食品衛生協会へ申し込みの上、ご参加ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/tekiseihyoujisuishinsyaikusei.html>

※広島県ホームページの検索バーから「適正表示」で検索してください。

食品のアレルギー表示店を募集しています

広島県では、飲食店や容器包装されていない食品において、自主的にアレルギー表示に取り組む食品取扱施設を「食品のアレルギー表示店」とし、県ホームページで消費者へ情報提供しています。情報提供にご協力いただける場合は、申出書に必要事項をご記入の上、県食品生活衛生課へご提出ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/arerugii.html>

※広島県ホームページの検索バーから「アレルギー表示店」で検索してください。



POPにアレルギー情報を表示
「原材料の一部に小麦、卵を含む」等